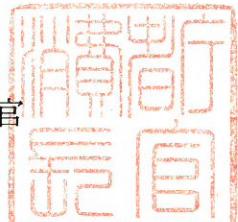




消教地第 418 号
平成 29 年 10 月 12 日

福岡県知事 殿

消費者庁長官



平成 29 年 7 月九州北部豪雨に対応した「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」
の弾力的運用について

「地方消費者行政活性化基金」（以下「基金」といいます。）の管理・支出等に係る事業等については「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（平成 29 年 2 月 16 日付け消教地 15 号。以下「運営要領」といいます。）に基づいて実施していただいているところです。

この度の平成 29 年 7 月九州北部豪雨による被害の状況等を踏まえ、消費者庁としては、運営要領について、別紙のとおり取り扱うこととしたしましたので通知いたします。

貴県におかれましては、この通知の内容を管内市町村と共有していただくとともに、必要に応じて貴県の関係規定を整備の上、平成 29 年 7 月九州北部豪雨からの復旧・復興のために基金を有効に活用していただければ幸いです。

なお、本通知に関するお問合せは、消費者庁消費者教育・地方協力課までお願ひいたします。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨に対応した「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」
の弾力的運用について

1. 九州北部豪雨前の機能を回復するために実施する事業への活用（福岡県に限る。）
(運営要領別添 1 関連)

運営要領別添 1において、「活性化事業については、消費者行政の強化のために必要な事業であって、既に実施している事業に係る予算を肩代わりするものではない。なお、「消費者行政の強化」については、特段の定めがない限り、消費者行政活性化のための基金条例制定時における機能を基点として、そこから強化を図る部分を指すものとする。」と規定しているところであるが、平成 29 年 7 月九州北部豪雨により消費者行政に係る機能に支障があった場合においては、当該機能を回復するため実施する新規の事業についても、活用できるものとする。

2. 活性化事業の実施（福岡県に限る。）（運営要領第 3（1）①関連）

運営要領第 3（1）①において、「一般会計における活性化事業については、基金を通じた当面の政策目標である「地方消費者行政強化作戦」（平成 27 年 3 月 24 日付消教地第 117 号）の目標達成に必要な事業等に限るものとする。」と規定しているところであるが、平成 29 年 7 月九州北部豪雨に伴う消費生活相談体制の機能回復及び被災地特有の消費生活相談への対応に係る事業等についても活用できるものとする。

3. 運営要領別添 1 の 4. の規定の、都道府県事業に係る読み替えについて（福岡県に限る。）（運営要領別添 1 関連）

4.（1）事業内容中「平成 24 年度末」とあるのは、「平成 29 年度末」と読み替えて適用する。